

富山市民生委員児童委員協議会部会活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、富山市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）会則第4条第1項第1号の規定に基づき、地域福祉部会、高齢者・障害者福祉部会、女性委員部会、児童福祉部会（以下「部会」という。）の調査研究および実践活動等に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「部会」とは、市民児協会員で組織された地域福祉、高齢者・障害者福祉、女性委員、児童福祉の各分野別活動のことをいう。

(助 成)

第3条 市民児協会長は、部会長に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(申請の手続き)

第4条 助成金の交付を受けようとする部会長は、市民児協部会活動助成金交付申請書（様式1号）、事業計画書・収支予算書（様式2号）を市民児協会長に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後1か月以内に事業完了報告書（様式3号）、事業報告書・収支決算書（様式4号）を提出しなければならない。

(細 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。